

第15回門真市個人情報保護審議会議事録

開催日時 平成29(2017)年7月31日(金)午前10時
開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室
出席委員 植村 興、小野 晃正、奥村 裕和、玄番 允子
欠席委員 なし
事務局職員 狩俣総務課長、藤井総務課課長補佐、新徳主査
担当職員 吉井保護総務課長、西本保護課長、松岡保護課課長補佐
三村学校教育課長、向井学校教育課課長補佐

開会(午前10時)

狩俣総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより、平成29(2017)年第15回門真市個人情報保護審議会を開催させていただきます。

私は、総務課長の狩俣でございます。後ほど、会長の互選をお願いいたしますが、会長が選出されるまでは進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。開会に先立ちまして、大兼総務部長から御挨拶を申し上げます。

大兼部長 (挨拶)

狩俣総務課長 本日は、どうぞよろしく願いいたします。それでは、議事に入ります前に本日は、委員の皆様の初顔合せとなりますので、各委員の皆様方の御紹介から始めさせていただきますと思います。

(各委員の紹介)

狩俣総務課長 ありがとうございます。なお、大兼部長は、所用がございますので、ここで退席させていただきますと思います。

(大兼総務部長退席)

狩俣総務課長 続きまして、審議会の事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

狩俣総務課長 本日は委員の任期が開始いたしまして、初めての会議でございますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条第1項の規定により会長の互選をお願いしたいと存じます。

奥村委員 植村委員にお願いをしてはいかがかと思っております。

狩俣総務課長 ただいま、奥村委員から「植村委員にお願いしてはどうでしょうか」ということがございました。いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

狩俣総務課長 それでは、植村委員に会長をお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。それでは、植村委員、会長に選出されましたので、会長席の方へ移動していただきまして、進行の方をお願いいたします。

植村会長 (挨拶)

副会長の互選に入りたいと思います。お諮りいたします。副会長には門真地区人権擁護委員会会長の玄番允子様をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

植村会長 ありがとうございます。それでは、玄番委員、副会長に選出されましたので席の方へ移動していただけますでしょうか。よろしく願いします。

玄番副会長 どうぞ、よろしく願いいたします。

植村会長 それでは、議事を進めさせていただきます。この審議に入る前に、新しい委員の方もいらっしゃると思いますので、この個人情報保護審議会において審議を進めていくに当たっての基礎的な知識を共有していく必要がございます。このあたりにつきまして事務局から説明をよろしく願いいたします。

狩俣総務課長 それでは、門真市個人情報保護審議会の概要を説明させていただきます。本日、お配りしております、審議会の会議資料4ページを御覧いただけますでしょうか。

4ページから6ページまでに門真市附属機関に関する条例、個人情報保護条例、さらに番号法の抜粋を記載させていただいております。次に、門真市個人情報保護審議会の担当事務についてであります。市長、教育委員会等の実施機関の諮問に応じて次の7点について調査、審議いただくものでございます。まず1点目としまして、「個人情報の保護に関し、その保護対策」を調査、審議していただくものでございます。2点目としましては、「個人情報の本人収集の原則の例外措置」について、3点目としましては、「思想、信条、宗教等のいわゆるセンシティブ情報の収集禁止の原則の例外措置」について、4点目としまして、「保有個人情報の目的外利用及び外部提供禁止の原則の例外措置」について、5点目としまして、「通信回線により結合されたコンピュータを用いた保有個人情報の外部提供」について、6点目としまして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称「番号法」に定める特定個人情報保護評価」について、最後に7点目としまして、「番号法に定める個人番号、通称「マイナンバー」を利用するために必要な事項」についての意見をそれぞれ頂戴するものであります。

続きまして、門真市個人情報保護審議会の会議公開要領の説明をさせていただきます。審議会の会議資料7ページの資料3及び10ページの資料4を御覧ください。この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、平成15年の門真市個人情報保護審議会で会議の公開の取扱いを定めたもので、傍聴者の定員、傍聴手続、傍聴時の遵守事項、会議記録の閲覧等を定めたものでございます。なお、会議録は全文筆記に近い要約として記録させていただいてホームページ等で公開したいと考えておりますので、会議録作成の正確性を期するために会議中の録音をさせていただきたいと思っております。ここで事務局から提案でございますが、この審議会につきましても平成15年の会議公開要領の申合せのとおり、取り扱ってよろしいでしょうか。

植村会長 ただいま事務局から会議記録の件で御説明がありました。1つ確認させていただきます。会議記録というのはA委員、B委員というような形ではなくて、誰がどのような発言をしたかという、全てが文章になって公表されるという理解をしてよろしいでしょうか。

狩俣総務課長 はい、そのとおりです。

植村会長 委員の皆様方のお名前を公開するということでございますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

狩俣総務課長 それでは、今までどおり取り扱わせていただきたいと思います。事務局からの説明につきましては、以上でございます。

植村会長 ありがとうございます。それでは、事務局からの御説明どおり会議録を公表させていただきます。

諮問事項の審議に入ります。まず1つ目の議題「生活保護受給者に係る留置施設等収容情報の個人情報を収集することについて」諮問等の趣旨について事務局より説明をお願いいたします。

狩俣総務課長 こちらの諮問事項につきましては、担当部局であります、「保護総務課」及び「保護課」の職員より説明したいと思いますので、担当者の入室を許可していただいてもよろしいでしょうか。

植村会長 許可します。

狩俣総務課長 それでは、諮問事項の担当者に入室していただきます。

(保護総務課及び保護課担当者入室及び職員紹介)

狩俣総務課長 それでは、諮問事項の趣旨について担当職員より御説明いたします。

西本保護課長 私より生活保護受給者が、留置施設等に收容された際に、大阪府警本部より個人情報を提供していただくことについて諮問の趣旨を説明させていただきます。お手元の「留置施設等收容情報通知制度について」という資料を御覧ください。資料に沿って説明させていただきます。

まず、目的についてであります。生活保護制度は、生活保護法第4条において保護の補足性について定められており、生活保護制度以外に、生活を保障する制度があれば優先して活用することが取り決められています。よって、逮捕・勾留され、留置施設等に收容された場合、收容中の衣食住は保障が受けられることから生活保護受給者については、生活保護の必要性がなくなることになります。

これまで生活保護受給者が收容されたことを知る手段としては、担当ケースワーカーによる定例訪問での長期間留守状態や警察署等からの照会にて判明しておりました。判明するまでの期間といたしましては数か月を要することもあり、その期間の保護費は過払いとなっていました。本通知制度を実施することによりその過払いを未然に防ぎ、適正な生活保護制度の実施を図ることが目的であります。

次に経緯についてであります。現在この通知制度を実施している市町村は大阪府が平成28(2016)年4月より実施。その後、東大阪市で平成29(2017)年1月から実施。また、堺市では、平成29(2017)年1月より試行実施しております。このような状況の中、府内市町村により府に対し、本制度への参加の要望が多数あったことから、府が参加市町村を把握するための調査があり、本市といたしましては、参加の意思を示したところ、府より府警本部が勾留している者の個人情報を目的外提供することを府の個人情報保護審議会へ諮問し、答申を受ける必要があるため、各市町村においても個人情報保護審議会に諮問し、答申を得られるよう手続を完了しておくようにとの通知があり、個人情報保護審議会の諮問をさせていただきました。

続きまして、今後についてであります。審議会から答申を受け、情報提供を受ける許可を得られれば、来年2月に府の審議会に対して府警本部が諮問・答申を受け、結果に問題がなければ来年7月までに協定を締結し、実施する予定であります。

最後に「留置施設等收容情報通知制度の流れ」の資料について説明させていただきます。府内各警察署において、逮捕・勾留された被疑者が生活保護受給者であることが自供等により判明した場合、大阪府警本部より協定を結んだ市町村のデータ管理者のみに通知項目の情報が提供されます。管理者はこの情報をもとに生活保護受給者であるか確認し、ケースワーカーが居宅訪問を実施する等最終確認を行った後、生活保護受給者に対する保護制度を停止し、その決定通知書を逮捕・勾留先に通知します。また情報の確認した結果、生活保護受給者でなければ情報を破棄し、その旨を府警本部に対し、通知します。

以上のとおり、生活保護制度のさらなる適正化を図る観点からも府警本部との協定を締結したいと考えておりますので門真市個人情報保護条例第7条第2項第6号及び同条第3項ただし書に基づき、御審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

植村会長 説明は、終わりました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

小野委員 過払金ですので、いずれ返還しなければならない。そういう手間があるわけですが、お金を振り込まないというのは、税金の適正な執行でもあります。また、過払いにおいて職員が返還する手間を省く意味でも合理的であると思いますので、私はこの制度に賛成したいと思います。

奥村委員 私も基本的には賛成だと思います。情報の管理については、ここにもあるように、該当なしなら破棄すると書かれていますし、後は、その連絡が電話でということ

はあるんですけども、その担当者がちゃんと受ける。担当者以外が受けて例えば伝言なんかは絶対許されないでしょうし、そういった情報管理を徹底していただければ、私はいいのではないかなと思います。

植村会長 データ管理はどこでやりますか。それから保存期間はどれくらいですか。該当しなかったら、データ破棄と書いてありますけども、該当したらいつまでデータ保存するのかを含めて、データ管理をどのようにするのか、ちょっと説明をお願いします。

松岡保護課長補佐 データ管理につきましては、情報提供がありましたら、台帳に記録させていただきます。また、インターネット回線に繋がっていないシステムにデータとして管理させていただきます。このデータにつきましては、保護が廃止されるまで管理することになります。

植村会長 ありがとうございます。もう一回確認ですが、電話の連絡っていうのは、いい加減なんですよ。だから、電話があったら受信するときにちゃんと録音して、録音したものをちゃんと管理する。そういうことをきちっとしてもらわないと困るといのが1点。それから、取得したデータは、ただいま説明いただきましたけども、台帳に記帳にして保存する。そういうことで結構だと思います。その際くれぐれも注意するのが、これが電子情報として保存されるようなことがないようにご注意願いたいと思います。電子情報は、かなり漏れるリスクが高いので。その辺りはよろしいですか。

西本保護課長 情報提供を受ける体制については、誰でも受けられるというのではなくて、管理者を決めて、管理者だけに入ってくるように限定していきたいと考えています。それと得られた情報管理につきましても、これから大阪府と協議しますけれども情報の漏れがないように、きちっと取り決めを行っていきたいと思っています。

植村会長 ありがとうございます。

玄番副会長 データ管理についてですが、これは保護課が警察とやり取りを行うわけですか。

西本保護課長 そうです。

玄番副会長 「今後について」の所で「7月までに、大阪府警と門真市福祉事務所が協定を締結し」と書かれていますが、ということは、警察とやり取りする所が「保護課」から「福祉事務所」に変わるということでしょうか。

松岡保護課長補佐 協定書については、大阪府警の本部長と門真市福祉事務所長の名前で締結しますが、データ管理は保護課で全て管理させていただきます。

玄番副会長 わかりました。

奥村委員 1点確認ですけど、今までも勾留されているということがわかれば、個々の生活保護受給者の情報に、勾留されている情報が付加されて管理していたわけですよね。だから、実際に確認のために現地に行ったり、訪問したりして、確かにこの人は勾留されているという情報になってから以降は、情報の管理に差はないというふうに私は理解していて、私が考えていたのは、今までと同じような管理のラインに乗るまでの情報を管理することなのかなと思っていたんですけど。今までも確認したりして勾留された情報を持っていたわけですね。

吉井保護総務課長 そうです。今までも逮捕や勾留されている者につきましては、基本的に警察とは照会文書での文書のやり取りがまずあります。その回答が返ってききましたら、その情報は生活保護受給者ごとのケースファイルがありますので、そこへきちんと綴じさせていただきます。その作業は今回も電話を受けた後、情報取扱データの担当者が逮捕・勾留一覧表を作成し、それをケースファイルごとに綴じて、施錠されるロッカーで管理をしていくという形になっております。

奥村委員 そういった意味では情報の管理自体には大きく差はなく、今までと違うのは、警察から電話で連絡を受けて情報が得られてしまうわけですよね。情報を得られるルートが1つ加わったということですよね。

吉井保護総務課長　そういうことであります。

奥村委員　わかりました。

植村会長　他に何かございますでしょうか。

それでは以上をもちまして、質疑、応答を終了させていただきます。

それでは、お諮りいたします。ただいま議題となっております。「生活保護受給者に係る留置施設等収容情報の個人情報収集することについて」は、皆様方からただいまの議論の中でいただきました、御意見を盛り込みまして答申案を作成させていただきたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

植村会長　異議がないようでございますので、答申案ができあがりましたら皆様の御意見をお伺いいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。それでは、担当課には退席いただきます。どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

(保護総務課及び保護課担当者退室)

植村会長　次に2つ目の諮問事項に入りたいと思います。ちょっと蛇足ですけど、ただいまの議題は、かなり明確に情報収集の項目を整理されていたので割合わかりやすかったのですが、次の議題はかなり難しいように思うので、委員の皆様方の御意見を十分に賜りたいと思います。よろしく願いいたします。例えば、先ほどありました、警察からの通知事項ですけども、通知項目をはっきり書いてあるんですよね。氏名、生年月日、性別、逮捕年月日それから留置先。個人情報の中身もきっちり記載されているんですね。ところが次の案件については、何かちょっと漠然としているんです。どういう状況、どういう情報の交換が行われるかということについて、御意見をお願いしていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、2つ目の諮問事項「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度により、児童・生徒の個人情報を収集し、及び提供することについて」諮問の趣旨等について事務局より説明をお願いいたします。

狩俣総務課長　こちらの諮問事項につきましては担当課であります「学校教育課」の職員より説明したいと思っておりますので担当者の入室を許可していただいてもよろしいでしょうか。

植村会長　許可いたします。

狩俣総務課長　それでは諮問事項の担当者に入室していただきます。

(学校教育課担当者入室及び職員紹介)

狩俣総務課長　それでは、諮問事項の趣旨について、担当職員より説明いたします。

三村学校教育課長　それでは、私より御説明申し上げます。

本案件の内容ですが、大阪府警察本部と本市教育委員会との間で「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連携制度」の協定を締結し、本市児童・生徒の非行やいじめ等の情報について、互いに情報の収集・提供を行うことについて、諮問するものであります。

本制度に係る背景と協定の概要であります。昨今、青少年の非行等の問題行動が多様化・深刻化し、犯罪被害に巻き込まれるような事象が増加しているといった状況の中で平成14(2002)年の5月には、文部科学省から「学校と警察の連携の強化による非行防止対策の推進について」といった通知が出されました。これ以降、本制度導入の動きが全国的に活発化し、平成28(2016)年度時点で38都道府県において100%の市町村で、この連携協定が締結されており、大阪府においても、既に27市町村で本協定が締結されている状況です。

さらに、平成25(2013)年9月には、「いじめ防止対策推進法」が成立し、いじめの防止のための基本的な方針というものが策定されましたが、その中でも警察との連携について示されており、いじめの対応といった面からも学校と警察との連携が一層必要となっている状況でもあります。大阪府におきましても平成25(2013)年

9月に大阪府及び大阪府教育委員会が、「児童・生徒のいじめや問題行動への対応に関する指針」いわゆる問題行動への対応チャートというものですけれども、これを作成し、これまで以上に警察をはじめとする関係機関と学校等の情報交換・情報を共有・連携強化の必要性を明記しておるところです。現状、大阪府教育委員会と大阪府警察本部との間で締結されている本協定を府内全市町村に拡充し、さらなる充実を図るという動きの中で本市教育委員会といたしましてもこの協定を締結し、児童・生徒の健全育成のため非行等の問題行動の防止及び安全確保に関し、警察と必要な情報の連携を行い、具体的対策に活かそうというものであります。

従前から、警察との情報連携は教育委員会及び学校現場との間で一定、行われておりましたが個人情報保護の観点から、特に学校現場は児童・生徒の個人情報の提供について、慎重にならざるを得ない現状がございます。今回の協定を締結することで共有する情報の範疇が拡大するものではございませんが、必要最低限の情報の共有を協定に基づき、より迅速かつ適正に行うことで問題行動、犯罪被害防止等について、より充実した対応体制を目指すことが目的であります。

なお対象となるのは、門真市立小学校及び中学校に通う児童・生徒であります。

対象事案ですけれども、教育委員会及び学校現場から警察署等への連絡対象事案といたしましては、児童・生徒の非行やいじめ等の問題行動、犯罪被害の未然防止及び安全確保に関するもののうち、校長が警察署長との連携を特に必要と認める事案となっております。具体的提供内容といたしましては、児童・生徒の氏名、生年月日、住所、連絡先、保護者名等が想定されております。

一方、警察署等から学校への連絡対象事案につきましては、逮捕事案、ぐ犯その他の非行事案及び児童・生徒の被害に係る事案で警察署長が校長との連携を特に必要と認める事案となっております。具体的には、児童・生徒に係る逮捕事件や補導事案、家庭裁判所送致事案及び事件等に係る被害事案等の情報が想定されます。

いずれの対象事案に関しましても、前提として児童・生徒の生命身体の安全が脅かされているような重大な事案で早急に安全確保が必要と判断されるもの若しくは学校の対応のみでは解決が困難と判断されるものが対象であります。ただし、本制度をもって、警察から児童・生徒の個人情報提供の要請を行うことはなく、警察が捜査のため、学校に対して児童・生徒の個人情報の提供を求める際には、従来どおり法令に基づいた手順を追って行われます。

なお、今回の協定につきましては、本審議会でご審議いただき答申をいただいた後、門真市教育委員会定例会における議決を得た上で締結となる予定であります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

植村会長 説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

小野委員 今までも、門真市の児童・生徒が逮捕されたり、補導されるという事案はあったとは思いますが、今協定で取り決めようとしている事柄というのは、事実上水面下では行われていたという認識でよろしいでしょうか。

三村学校教育課長 門真市の小・中学校ですから、門真警察との連携は水面下で行ってまいりました。ただし、他の所管の警察で捕まる場合には、なかなか情報が入ってこないという現状がありました。今回の協定を結ぶことで、他の所管の事案につきましても門真警察を通じて学校に情報が入るということも聞いております。

小野委員 大阪府警の管内ということですね。

三村学校教育課長 はい。

奥村委員 実際に今までで一番多いパターンというか、どういったことが水面下で行われていたかということですが、学校から警察に情報がいく場合と警察から学校に情報がいく場合。その2つで具体的にどのようなものが一番多いケースなんでしょうか。

三村学校教育課長 警察から学校への情報といたしましては、やはり逮捕事案でありますと

か深夜徘徊等における補導、それによって家庭裁判所送致等の例が多いです。特に中学校中心にしてこういうことがございます。学校から警察への情報につきましては、例えば、周りの生徒に対する暴行が止まらないといった事案でありますとか、再三、生徒や保護者に対して指導を入れてもなかなか改善されないような事案について警察に相談したりであるとか、後は行方不明になった子どもの情報であるとか、そういう事案が今まではたくさんありました。

奥村委員 指導があってもなかなか改善しないというのは、いじめとかそういったこともあるということですが、いじめの場合にどんな情報が実際にいくのか、というところをちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

三村学校教育課長 実際にいじめということで、警察の方にいった事案というのは、まだありませんが、例えば、被害者の方の意識が警察に訴えて欲しいというような事案につきましては、どういういじめがあったのか、どのような暴力をしたのか。実際の内容について、一定の情報を提供することになるのかとは思いますが。

奥村委員 ということは、それはもう被害者も刑事事件として被害届を出すとかそういった場面、本当にそれはもう刑事事件ですし、そういったケースということなのですかね。

三村学校教育課長 そういった部分についてもこれまで以上に警察の方に学校が相談できるというような形になっていくと思います。当然学校現場ですので、いじめ事案が起こった際には学校の中の体制にのっとり、必ず対応を行っております。それで解決できるものについては問題がありませんが、被害者に対する対応もとても重要になっておりますので、そちらの方に対応する際には警察の協力も必要であると考えております。

奥村委員 今までのその水面下での情報をいろいろ提供したり、収集していたというのはこの個人情報保護条例でいくと生命・身体を守るために必要な場合の条例の例外規定に当たるという理解ですかね。

三村学校教育課長 そうです。

奥村委員 今お伺いしているケースでいきますと、大体のケースはその個人情報保護条例の例外規定でカバーできますよね。今回さらに連携を深めるというのは、今までの水面下の動きをさらに拡充しようとしているのか。それとも今までとは基本同じけども、個人情報保護条例の提供の例外規定には、審議会に意見を聴いた場合というのがありますので、それを付加することで、あまり現場レベルで悩まず、人の生命・身体を守る場合があるかどうかの判断をしなくても、協定があるから出せるんだということなのか。制度の拡充を考えてらっしゃるのか、それとも今までの実際の運用に制度的な担保を与えるという趣旨なのか。そこの辺りはどうでしょうか。

三村学校教育課長 今、奥村委員がおっしゃっていただいた部分で言いますと、後者の方になると思います。特に学校現場につきましては、子どもの個人情報に本当にたくさんあるような状況です。警察からも問合せがあることがありますが、その中で情報を出すときに、やはり保護者がいるということで、その保護者との関係をすごく考えてしまいます。こういう情報連携の協定があることで、学校が必要最低限の情報については、警察に情報提供してもいいという後ろ盾を持って迅速な行動ができるようになることを期待して、今回の締結を目指しております。

小野委員 先ほど、深夜の徘徊等の事案もこういったものの中に含まれるという話だったんですけれども、そういった場合、適切な監護がなされていない場合、ネグレクトであったり、あるいはシングルマザーであって、そのシングルマザーが、いわゆる夜の仕事をしているために子どもが深夜徘徊しているというようなことがあり得るわけですが、例えば、学校のクラス担任なんかはそういった状況を知っている場合に、そういった家庭環境等も警察等に情報として出すということでもよろしいですかね。

三村学校教育課長 はい。その部分は本当にセンシティブな部分ではあると思っておりますが、

例えば、要保護児童対策地域協議会のケースに上がっているとか、そうでないというような情報も含めて提供されるものだと考えております。

玄番副会長 先ほど、警察から提供を希望されたときに出すとおっしゃっていた氏名、生年月日、住所のような個人情報のみが出ていくわけではないですよね。例えば、いじめとといったことが取り上げられた事案であったとしたら、その被害者になっている子ども、加害者になっている子ども、両者の実態としての動きの情報が共有されるっていうことになるんだろうと思うんですが、それでよろしいですか。

三村学校教育課長 玄番委員のおっしゃるとおりです。そのケースによって必要と思われる情報を警察と連携して情報交換していくということであります。

玄番副会長 そうなってきますと、加害者・被害者の立場を区別することが難しい場面が出てくると思います。例えば、傍観者のような、加わっていたんですが、直接手を出していなかったようなこともあります。そのようなときに個人情報を出す範囲が本当に難しいと思います。どういった場合に出すのか、とても慎重に行わなければいけないと思っているのですが、その辺りはどのようにお考えですか。

三村学校教育課長 情報の中身につきましては、先ほどは氏名、住所等と申し上げましたけれども、一定ここは本当に一番難しいところかとは考えております。この連携の中では、必要なものというような書き方をしておりますけれども、我々もケースに関しましては学校現場に対してガイドラインのようなものを示す必要性も考えております。

玄番副会長 今まで水面下で行われていたことを今回の審議会で認めてもらって警察との関係ができることで、大きく変わるってというのはどんなことなんでしょうか。

三村学校教育課長 主に大きく変わるといいますのは、学校現場の意識だと思います。今までは本当に情報を出してもいいのだろうか、という気持ちの中で管理職も決断を迫られ、我々と相談しながら行っていたものについて、こういった連携協定ができたことで、保護者に対する説明であるとか、個人情報はしっかり守らなくてはいけないけれども、必要に応じては情報を出していいんだというような後ろ盾になると思います。これまでは何もかも情報を出せない意識があって、警察との情報交換の中で、ものすごく時間をとったり、手間を取ったり、若しくはたまたま関係が悪くなったりする状況もございました。そういうことの解消には繋がるんじゃないかなと考えております。

玄番副会長 個人情報を出すときに、子どもさんの意思の確認とか保護者の気持ちとか、そういうようなことは事前に連絡をとった上でなさるんですか。

三村学校教育課長 本協定が結ばれることによって保護者に説明をする必要はないとは思っております。ただし、聞かれたときには、こういう協定があるという丁寧な説明は必要だと考えております。

玄番副会長 ということは本人や家族には知らない中で、情報が流れるということが警察との関係に出来てくるというわけですか。

三村学校教育課長 今回協定を結ぶことでそういう関係ができるわけではありません。今までも実際に関係があった部分を、こういう協定のもとにやっているという後ろ盾にしたいと思っているところです。

小野委員 個人の情報の保護と、例えばいじめ等、あるいは大人からの搾取といった被害者の身体の安全であったり、生命の保護とどっちに重きを寄せるかの問題でもありますし、一方で、いじめをするその加害者側の矯正にも役立てるために、あまりその個人情報の提出する範囲を絞り過ぎると何の問題の解決にもならないような感じがしているんですね。だから、ある程度幅を持たせる形で僕はいいいのではないかなと、私の意見ですけど、そう思っております。

植村会長 例えば氏名、年齢、生年月日、保護者、住所。そこまではいいんですよね。今だったら、現場の先生方も子どものご父兄の名前なんて、個人情報だからと出して良

いのか悪いのかわからなくて迷っていたけれど、こういう協定ができたならそれはいいんだなということで安心する。よくわかります。ものすごくよくわかります。ところが、個人情報保護の観点から、危惧するところはですね。「必要に応じて」という、そのあいまいな表現がものすごく心配なんです。例えば、シングルマザーであるとかLGBTとかそういうふうな微妙な個人の情報が漏れて一人歩きするとかね。そういうことに関しては情報保護の立場からは、非常に危惧するんですね。ですから、例えば先ほど列挙されました個人情報については公開していいよというか、具体的な中身がきちっと決まっていたら、我々の判断は非常にしやすいですよ。「必要に応じて」というと校長先生の裁量か、あるいは警察署長か責任者の裁量によって公開をする情報の種類まで変わってくるのかということになると心配があるかなと、そういうように思うんです。いかがですか。

奥村委員 確かに今までの運用だと、個人情報保護条例の例外規定にある「人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」とちょっとかなり厳しめに書かれているところがですね、それが犯罪被害の防止及び非行やいじめの問題行為とか安全確保に関し必要に応じてとなると、そこが先生おっしゃったように「必要に応じて」というように、だいぶ広がっているのは間違いないと思うんですね。だから、やり方によっては大きく広がる可能性は実際あると思うんですね。個人情報というのは、個人情報の保護という問題と個人情報の活用という問題がありまして、個人情報は上手く活用すべきだと。昔よく「過剰反応」と言われていましたが、「過剰反応」もよくない。かといってプライバシーに全然配慮しないようなこともおかしい。その辺りは現場の適切な運用に期待するしかないのかもしれないですけども、植村会長がおっしゃったように、私も確かに文言的にちょっと広がっているなと思います。ですので、運用においては、非常に注意をしていただきたい。現場の先生たちは非常に一生懸命にその辺りを考えてやってくださっていると思うんですが、特に学校から警察にあがる情報は、学校は、非常にセンシティブな情報をたくさんお持ちで、家族関係から何からある程度は学校の先生が把握していることがあると思うのでね。そういったところを、非常に気をつけていただきたいなと思います。

植村会長 非常に慎重に取り扱いたいのので、かなり細かなところもお伺いしたりするんですけどね。例えばこのタイトルもね「児童・生徒の個人情報を収集し」というのは、児童・生徒の、例えば年齢、身長、男か女か、どこに住んでいたとか、本来の意味はそういうことではなくて、児童・生徒が置かれている状況、両親のことであるとか、生活環境であるとか、性格のバックグラウンドも収集の対象になってしまうのかなと。そういうところを非常に危惧するんですね。情報が一人歩きされると困る場合がかなり多いので、そういうことに対する歯止めであるとか、管理であるとかをきっちりしない限り、かなり取扱いは難しいなと思っているんですけどね。私は会長で、委員の意見をまとめる役ですので、個人的な意見は最小限に収めますけども、審議会としても、最優先は、やはりそれぞれの対象者の個人情報の保護でございますのでね。過度に必要でない情報が出ることがあっては困るので、その辺の歯止めはきちっと審議会としてはしたいと思いますので、その辺りは御理解いただきます。

三村学校教育課長 今、植村会長の方からもおっしゃっていただいた部分は、当然我々としても一番慎重になるところであります。具体的な対応としましては、ひとつは学校がそういう情報を持った際には、必ず教育委員会と連携をするという点が挙げられます。それは情報として共有するだけでなく、ファイリングして残していく。当然、警察との連携をする際にもそのファイリングを参考にやっていくという作業は必要と考えております。後はやはり、先ほど奥村委員がおっしゃったように、学校現場は非常にたくさん情報を持っています。特に子どもに関することに対しての情報をたくさん持っています。その中では生活に関わることであるとか保護者に関わるこ

と。その情報をケースによって出す場合があるのか。「必要に応じて」とは校長を始め、学校の判断に委ねられるところが大きいと思いますので、管理職に対しては締結する際にはしっかりと説明をして、一定の事例等も示しながら学校現場に指導していきたいと考えております。

玄番副会長 様々な事件が起きておりますが、そういう中でもっと早く警察と情報共有ができていたら、こんなことにはならなかっただろうと後から反省させられるような内容のもの、虐待の問題等も含めてとてもたくさんございます。そういうことを見たときに、私たちが、個人情報として大切にしていかなければいけないと思っている部分と、個人情報であっても共有しなければいけない部分の両者があります。それをどういうふうに判断していくかということは、やはり関わった人間の考えに基づくものだと思うんです。でも、特に子どもに関することってというのは、良いことについても悪いことについても、子どもの一生を左右していくことにつながっていくものだと思いますので、それはとても慎重にやっていかなければいけない。これはもう百も承知のことだと思っていますけれども、この審議に当たって、やはりその辺りがとても気になることで、それは大事にいつも考えていかなければいけないことだと思っています。そういうことが十分に配慮できるような体制を作っていたらいい取り組みをいただけたらなと思っています。

植村会長 他に何か担当者に対する質問事項等はございますか。

ないようでしたら、これからちょっとまた少し議論をしたいと思いますので、担当者は、席を外していただいてもよろしいでしょうか。

(学校教育課担当者退席)

植村会長 今、担当者からこの諮問事項について説明がありましたけれどもいかがでしょうか。第1の議題とかなり違う部分があると思うんですが、先生方の御意見ちょっと賜りたいと思います。

奥村委員 まず私の懸念という面では、先ほど申し上げたように、今までの運用よりも広げようと思ったら広げられる運用になっているのは間違いないと思うんですね。ですので、実際にどう運用されていくのか、といった所が懸念です。確かに昔から、個人情報保護法、条例もそうですけど「過剰反応」というのはけっこう大きな問題ではあって、皆さん、ためらい過ぎて必要な情報が出ない。学校現場でもそういったことがあって、私たち弁護士もそういった話をよく聞きます。そういった「過剰反応」というのもよくないという考えもあります。個人情報は、ある意味で財産でもあるので上手く活用すべきものであって、そのバランスが非常に大事で難しいわけなんです。では今回この協定書がどうなのか、ということですが、「特に必要」とか「特に」と入れることで絞りをかけていて、配慮はしているんだろうと思うんですが、そこがぎりぎりいいのか、ということだと思います。

植村会長 例えばいじめ問題なんて、たぶん将来は裁判事案になる可能性もあるんですよ。どれだけの加害率があるか、とかね。そのときに、この情報を今のようにフリーな形にしておくと、この情報をもとにして裁判が展開されたときに、責任問題までになってくるわけですよ。結局、国家賠償法とか。そうしたらこの事案について、A君とB君のどちらが悪かった、とか最終的に結論が出るんでしょうけど、それに対して一方に情報提供があつて、他方には情報提供がなかったというように不公平な場合になることがあると思うんですよ。それは恣意的といいますか、警察署長であるとか学校の校長先生であるとか担任の先生の判断によって情報提供がなされるかなされないかということが起こってくるんです。先ほど教育委員会は、管理者にはしっかりと説明するとおっしゃっていましたが、教育委員会の立場としてちゃんとしたシステムが短期間にできるのかどうか。これについてちょっと御意見をいかがでしょうか。あまり僕は提案したらいいかんですが、そのようにちょっと考えているんです。

奥村委員 今のお話で、いじめの問題で裁判になるようなケースと今回のケースがリンクするののかというのはちょっと。実際に今裁判をしている実務家の目から見て情報収集をどうするかと考えるときに、これは情報公開だと思うんですね。求めていくことになると思うんですよ。学校がどんな情報を持っていたのか、それについての情報公開を求める。学校側への情報公開になると思うんですよ。ですので、それは今植村会長がおっしゃったのは、どちらかというと情報公開の非開示云々の問題になってくるのかなと。学校が持っている情報自体は変わらなくて、それが警察に行くか、いかないのかという問題ですから、植村会長がおっしゃった中でというと、それは情報公開の解釈の問題になってくるのかなと思うんです。情報収集は、基本いじめとかのケースだとほぼ情報公開に頼るとは思うんですよ。警察への情報公開になると、警察は絶対出しませんので、警察がどんな情報を持っていたかというのはちょっとわからない。でも学校が警察にどんな情報を流したかという市側への情報公開では、取れると思うんです。だからその面では、大きな問題ではないかもしれないと思います。問題とするとやはり、警察に情報が大きく流れて、どういう危惧があるのかなんですよ。やはり警察への情報が流れ過ぎるのはよくなくて、基本学校側で解決できることは警察にあまり協力を求めない。だから、この情報連携によって警察に安易に頼るのかどうか。現場で子どもが例えば補導される、どこかで捕まる。それは当然全部歴が残りますんで、子どもの教育面での悪影響というのはあるのかもしれないなと思います。そういった面で警察に情報が流れ過ぎるのというのはよくないんじゃないかと私は思っております。だから今までの運用と変わらないとは言いつつもそういう心配ですね、教育面というか、子どもの健全な育成という意味で何か問題が生じないのかなという思いですね。

小野委員 本来は、こういった非行とかいじめとかは、地域の見守りのようなものに任せるというのが理想的なあり方だと思うんですが、現在、地域の見守りというのも機能がなされていない中で、やはり被害者に危険が差し迫っている場合や、加害者の矯正というような意味で保護を図る上では、やはり一定の情報の共有というのはしておかないといけないと思うんですね。警察に情報がなかったために今までも被害というのが多数発生していましたし、例えば昨年、寝屋川で深夜徘徊していた子どもたちが殺害されるというような事案もありました。やはりそういった徘徊あるいは加害者のいじめ等も原因に対し、何らかの対処をしておく必要があるとすれば、ある程度警察は情報を持っている必要があるのではないかと。フリーではだめだとは思いますが、あまりに絞り過ぎるとこの制度を作ることによって実効性が下がる懸念というのが、ちょっとあるのかなと思います。

植村会長 確かに現状から見て、情報を共有することによって、事件の未然防止に大きく寄与する。これはもうたぶん多くの人認める場所であると思います。その一方で、例えば第1の案でも念を押しといたんですけども、事案が終わったときに、その取得した情報は破棄すると。そういった制度がないと。記憶は消せませんので厳しいと思いますが、例えば少年法によって補導歴とかは履歴には入れないというようになっていると思います。間違いないですかね。

奥村委員 補導は・・・。

植村会長 消すのではないのかな。成人だったら一生つきまとうんですよ。履歴に全部残る。

奥村委員 補導の1つ1つ、例えば交番に連れて行かれて何も記録をとっていなかったら残らないですが、前歴は絶対出ますからね。少しでも何かあったとして、処分されなかったとしても、前歴は出ると思います。警察はちゃんと残っていますから、情報としては残っていると思います。私たちが少年事件で見る記録で補導歴が多い子だと全部は出てこないと思います。たまに多い子だと100回とかいますし、100回分全部出てくるかというと思いません。私もその辺りが、あいまいで申し訳ない

です。

植村会長 やっぱり社会は、管理者の性善説で進んでいるんですけども、管理者は本当に公平な取扱いをするということを守ってくれと。これはお願いですけども、お願いだけではやっぱり駄目で、それに対する歯止めといいますか、性悪説の立場も考慮していただくとか、その辺りのところをきっちりしなければ、個人情報で将来、非常に不利益を被るようなことがあっては問題が生じてくると思うんでね。ですから、そういう観点から個人情報は可能な限り多く提供するというより、必要最小限にとという形なのかなというように思っているんですけどね。

玄番副会長 確かにそうだと思います。不必要な情報っていうのは出さない。警察との関わりにつきましても、やはり子どもと関わって様々なことを考えていく、やはり教育の場で解決していくことの大切さというのは最優先されるべきだと思うんですね。しかし、どうしても警察に相談しなければいけないような状況が出て、本当にやむを得ない場合で本当に生命に関わるような重要なときというようにすると、結果として生命に関わったか、関わってなかったかということが出てくるわけで、そのときは、子どもたちの自殺云々が目の前に見えて、物事を判断しているわけではないので、本当に厳しいことだとは思っています。一定の歯止めはどこまでできるのかっていうのは、規則としてなのか、みんなの心の中にあるのか、中途半端な形になるのかっていうことにはなりますけれども、ここに出てくる事案は、生命に関わるような本当に短時間で片づけていかないといけないような緊急性を要するものであって、やはり加害者にしても被害者にしてもどちらの立場でも、そのことが子供たちの将来に関わることとして考えていった上で判断をしてもらえようようにしていただけたらいいのかなと思うんですけどね。

植村会長 だいぶ時間を費やしているんですけども。時間の問題ではなくて重要なことでございますので、十分に意見を出していただいて、それでこの審議会としての判断を下したいと思います。

私は、情報が管理者に積み上がっていくと思うんです。それに対して客観的に適正に情報を有効利用してもらおうという形にしておかなければならないと思うんですよ。ですから、例えば、個人情報で大事な思想信条であるとか、医療情報であるとか、個人の性格であるとか、遺伝子とか、そういう個人情報の中核を成すものに対しては、やっぱりきちっと守るといったシステムにしなければならないし、法令とかによって客観性が確実に担保されるように全力を尽くさんといかんと思うんです。先ほど、担当課から説明ありましたように管理者には重々説明して意義を説明する。そこに制度的にきちっとした形でやってもらえるようなシステムとセットでやってもらわないといかんとは私は思っているんですけどね。それができるかどうかわからないでは困るんです。ですから、くどいようで3回目の発言になりますが、第1の議案は、はっきりと決まっていたんです。何々の情報を収集する。これはきちっとしている。今回の場合は、「必要に応じて」でしょう。「必要に応じて」っていうのは、ものすごく難しい。でも、情報を提供することによって、いじめが抑えられるとか、いじめ行為が大きくなるのを未然に防げるということは市民の公益に大いにプラスになることですから、これはやはり情報提供すべきだと。こういうことになるんですね。

いかがでしょうか。大分議論も出たと思うんですけども歯止めであるとか、教育委員会、例えば担当部局とも相談しながら、我々で考えられる情報提供によるマイナスを防ぐ方法を考えて、提案を了承するという個人としては考えております。まだ、提案するまではいきませんが。

奥村委員 そうですね。植村会長がおっしゃったことは、まったくそのとおりで一定そうあるべきだとは思っています。そうあるべきではあるんですけど、なかなか難しいですよ。実際にその歯止めを設けるような制度をどういうふうにするのかと、後で

やりすぎるとまた「過剰反応」的なことになってしまって必要なものが出ないという、概ねそういう傾向にあると思うんです。この制度自体は必要かどうかというのが必要だと、いうことでいいと思うんです。必要という方向性の中でどういうふうに歯止めをかけるのか。難しいですけども、結局は個人情報に関係に携わる中で、最終的には現場で妥当だと思える判断をすることになる。それで後で問題になることは実はあまりないんですね。概ね「過剰反応」が多いというのは私の感覚でもあるんです。ですので、その制度として運用に歯止めをかけていくとなると、そこはまた「過剰反応」になりますので、非常に注意して定めないといけないと思うんです。ですので、難しいところではあるんですけども、文言的には「特に必要」ということで。運用面で見ると要綱とか何かで定めるとか、ということになると思うんです。問題は運用だと思いますので、そこを注意していただきたいと思います。

植村会長 わかりました。小野委員はどうでしょうか。

小野委員 やはり懸念する部分は、その目的外による利用によって情報、不利益な情報が流れるというようなことが懸念材料だと思いますので、目的外の利用をしないっていうことをやはり入れる必要があるかなと思います。ただ私もあまりにも個人情報に対して重きを置き過ぎて制度が実効性を持たないものになるのは避けるべきではないかなと思っています。

植村会長 ありがとうございます。玄番委員はどうでしょうか。

玄番副会長 やはり最後まで歯止めをすることの難しさというものは、すごくあると思います。だから、校長だけの判断っていうことで実行されるものでもないと思います。校長という名前が出ていますけれども、みんなで論議をした上でのことだと思っておりますので、教育委員会、学校、当局、そういうところできちとした情報共有ができ、判断していただくことが歯止めになるのかなっていうように期待して、生命に関わるようなところで慎重に対応していただけたらありがたい。というところだと思っております。

植村会長 ありがとうございます。それでは結論を出したいと思いますので、お諮りいたします。ただいま議題になっております「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度により、児童・生徒の個人情報を収集し、及び提供をすること」については皆様方から、いろいろ議論いただきました内容を踏まえ、御意見等を織り込みまして答申案を作成させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり。)

植村会長 御異議がないようでございますので、そのように決定させていただきます。答申案ができあがりましたら再び委員の皆様方の御意見をお伺いしたいと存じます。少々時間を要するかと思いますけれども、よろしく願いいたします。以上を持ちまして第2の案件を終わらせていただきます。長時間、御議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは次に「その他」に移らせていただきます。まず事務局から報告がございますでしょうか。

狩俣総務課長 報告については、特にございません。

植村会長 委員の皆様は何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、「その他」を終了させていただきます。以上で本日のすべての審議が終わりました。長時間にわたり、大変ご熱心に御審議賜りまして、誠にありがとうございました。これを持ちまして、本審議会を終了させていただきます。どうも、ありがとうございました。

閉会 (午前 11時33分)